



近年の度重なる税制改正により、証券優遇税制等は複雑化しています。これらの税制の中には、期限が設けられているものもあります。これらの税制を上手に活用するには、証券の売却の仕方やタイミングが大変重要になります。

今回は、株式等に係る課税制度の概要と課税制度を活用した売却の仕方やタイミング等について解説します。

### 株式等に係る課税制度の概要

株式等に係る課税制度で、期限が設けられているものもありです。(下図参照)

- ①上場株式等の譲渡に係る税率
- ②上場株式等の配当等に係る源泉徴収税率
- ③上場株式等の譲渡(繰越)損と上場株式等の配当所得の損益通算
- ④上場株式等の取得費(みなし取得価額)の特例
- ⑤譲渡損の3年間繰越控除制度
- ⑥少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置

### 証券税制の活用方法

前述の各種税制を有利に活用するためには、その売却の仕方やタイミングが重要です。有効活用できるケースをいくつかご紹介いたします。

#### 実際の取得価額よりも「みなし取得価額」が高い場合

みなし取得価額(※下図④)の特例は平成22年12月31日までの期限となっています。平成22年中に適用を受けておくことにより、**譲渡益の圧縮**(※下図④)、**譲渡益にかかる軽減税率の適用**(※下図①)が可能となります。

【前提条件】実際の取得価額<みなし取得価額(※下図④)

例) 保有銘柄A(平成元年取得、1万株、取得価額40万円(@40円)、みなし取得価額70万円(@70円)、売却時時価@100円、買戻時時価@98円)

【対応方法】平成22年中にAを1万株時価@100円にて売却。

【効果の比較】

売却時期	取得価額	譲渡益	税率	税額
平成22年	70万円(@70円)	30万円	10%	3万円
平成23年	40万円(@40円)	60万円	10%	6万円
平成24年以降	40万円(@40円)	60万円	20%	12万円

また、さらに後日同銘柄を買い戻すことで、取得価額が当初取得価額@40円から買戻時時価@98円に引き上げられることとなるため、将来の譲渡益課税軽減の対策にもなります。

### 含み損のある銘柄を3年間繰越控除制度を活用

含み損のある銘柄を一般口座に払い出し、平成23年末までに売却し確定申告(※下図⑥)を行う。これにより譲渡損の**損益通算時期**をずらし、さらに上場株式等の**譲渡に係る税率**(※下図①)の差分について納税額を軽減することが可能となります。

【前提条件】「特定口座(源泉徴収あり)」に含み益と含み損のある上場株式が混在している。

例) 保有銘柄B(売却時含み損300万円、値上がりが見込めない)  
保有銘柄C(売却時含み益300万円、現在売却を検討中)  
保有銘柄D(売却時含み益300万円、平成24年以降売却予定)  
BCを平成23年に売却、Dを平成24年に売却。

【対応方法】平成23年末までにBを特定口座から一般口座に払出し売却。Bの譲渡損を確定申告し3年間繰越制度を活用。

【効果の比較】

Bの売却方法	譲渡損益(H23)	譲渡繰越	税額(H23)	譲渡損益(H24)	税額(H24)	税額合計
一般口座	B▲300万円 C 300万円	B▲300万円	30万円 (C×10%)	D 300万円	0円 ※BD損益通算	30万円
特定口座	B▲300万円 C 300万円	なし	0円 ※BC損益通算	D 300万円	60万円 (D×20%)	60万円

### 含み損のある銘柄を非上場株式等の譲渡益と通算

上場株式等の譲渡に係る税率(※下図①)の差を活用します。含み損のある銘柄を一般口座に払い出し、平成23年末までに売却し確定申告により**非上場株式等の譲渡益と損益通算**することで納税額を軽減することが可能となります。

【前提条件】「特定口座(源泉徴収あり)」に含み益と含み損のある上場株式が混在し、含み益のある非上場株式等を保有している。

例) 非上場株式E(売却時含み益500万円)

上場株式F(売却時含み損200万円)

上場株式G(売却時含み益300万円)

【対応方法】平成23年末までにFを特定口座から一般口座に払出し売却。同年にE・Gを売却。

【効果の比較】

Eの売却方法	譲渡損益	銘柄別税額	税額合計
一般口座	E500万円、F▲200万円、G300万円	E300万円×20%=60万円※ <b>損益通算(E・F)</b> G300万円×10%=30万円	90万円
特定口座	E500万円、F▲200万円、G300万円	E500万円×20%=100万円 G100万円×10%=10万円※ <b>損益通算(F・G)</b>	110万円

### 【図】証券税制における改正・適用スケジュール

